## 令和元年第3回定例会環境生活委員会会議録

令和元年12月13日 午前10時~11時25分 全員協議会室

### 出席者氏名

岡部賢士委員長大野みどり委員櫻井速人委員山崎孝一委員椎塚俊裕委員寺田寿夫委員

#### 執行部説明者

中山 一生 斉田 典祥 市 長 市民生活部長 宮本 孝一 産業経済部長 宮川 崇 都市整備部長 市民窓口課長 税務課長 渡邊 正一 石塚 幸代 納税課長 中嶋 潔 コミュニティ推進課長 川崎 幸生 交通防犯課長 木村 博貴 商工観光課長 佐藤 昌一 菅沼 秀之 農業委員会事務局長 農業政策課長 八木下昭弘 環境対策課長 富塚 健二 企業立地推進課長 鈴木 窓 悟 清宮 恒之 都市計画課長 道路整備課長 永井 下水道課長 大貫 勝彦 都市施設課長 廣瀬 清司

税務課課長補佐 関口 道治(書記)

# 事 務 局

課 長 松本 博実 係 長 中島 史順

### 議題

議案第3号 龍ケ崎市自転車の安全な利用に関する条例について

議案第11号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第12号 龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第18号 龍ケ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定について

議案第23号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第5号)の所管事項

議案第25号 令和元年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第26号 令和元年度龍ケ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第31号 令和元年度龍ケ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第2号)

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号))の所管事項

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

# 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて (和解に関することについて)

おはようございます。

それでは、ただいまより環境生活委員会を始めます。

委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

## 【傍聴者、入室】

### 岡部委員長

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第11号、議案第12号、議案第18号、議案第23号の所管事項、議案第25号、議案第26号、議案第31号、報告第1号、報告第2号の所管事項、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号の14案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議案の審査に入ります。

議案第3号 龍ケ崎市自転車の安全な利用に関する条例について、執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

### 斉田市民生活部長

議案第3号 龍ケ崎市自転車の安全な利用に関する条例について、でございます。

議案書の13ページをお開きください。

こちら、新規の条例案でございます。

まず、条例制定の趣旨についてご説明させていただきます。

自転車は、道路交通法上で軽車両に分類されており、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が身近で気軽な交通手段として利用されております。しかし、その一方で、ルールが守られず、自転車の運転を要因とする重大な交通事故が発生しております。

こうした状況を受け、平成27年6月1日、自転車の危険な運転に対しての罰則が強化されるなど、自転車の安全な利用に向けた法律が整備されたところでございます。

また、平成29年5月には、一層の自転車利用を促進するため自転車活用推進法が施行され、国から茨城県に対しても、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例についてと題した技術的助言がされたところでございます。

さらには、本年6月、茨城県議会において、茨城県交通安全条例の一部改正として、自 転車損害賠償保険の加入に関する努力義務規定が加えられております。

以上のようなことを踏まえまして、当市においても自転車交通の快適で秩序ある交通環境の形成を図ることを目的として本条例を制定するもので、必要な事項を定め、自転車の安全で適正な利用を促進しようとするものでございます。

それでは、各条項の解釈等についてご説明いたします。

まず、第1条につきましては、本条例の目的を定めております。

ただいまの趣旨のところでございます。

次に、第2条、定義でございます。

この条例で使われている用語のうち明確にすべき用語について、1号から7号で定義してございます。

続きまして、第3条、市の責務についてでございます。

ここでは、市は自転車の安全な利用促進するための取り組みを、関係機関や団体等と連

携しながら実施することを規定してございます。

続きまして、14ページになります。

第4条、自転車利用者の責務についてです。

ここでは自転車利用者は、自転車も道路交通法に規定されている軽車両であることを意識し、交通法規を遵守すること。また、自転車の定期的な整備の実施や自転車損害賠償責任保険等の加入につきましても、努力義務ではございますが、意識をもって対応していただくよう定めているところでございます。

次に、第5条でございます。

保護者の責務について、でございます。

保護者には、監護する未成年者が運転する自転車に起因する事故等を起こしてしまった 場合、その責任を負うことになることを強く意識し、自転車を利用させる場合には、自転 車の安全な利用に関する教育を行っていただくよう定めてございます。

また、反射材やヘルメットの利用など、自転車利用者みずからの事故等での被害等を軽減するための対応についても、努力義務として明記しております。

次に、第6条、事業者の責務についてです。

事業者における従業員の自転車の安全な利用に向けて、雇用する側の責任について定めてございます。

自転車貸し出し業事業者にありましては、貸し出す自転車の安全性の確保に努めていただくよう定めてございます。

続きまして、第7条、自転車小売業者の責務についてでございます。

自転車小売業者は、本条例の周知の協力と、自転車損害賠償責任保険等の情報提供に努めていただくよう規定してございます。

続きまして、第8条、関係団体の責務について、でございます。

関係団体相互の、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図りながら、キャンペーンなどを通じて自転車の安全な利用の呼びかけを積極的に行っていただくことを規定してございます。

続きまして、第9条でございます。

学校の長の責務について、でございます。

ここでは、市立の小学校及び中学校においては、児童・生徒を対象とした自転車の安全な利用を促進するための取り組みを実施することを義務化してございます。

次に、第10条、推進員について、でございます。

自転車安全利用推進員の委嘱または任命について規定してございます。

この条例における推進員は、自転車安全教育指導員の方などを想定してございます。また、推進員の皆様には、自転車の安全な利用に関する情報の発信等に努めていただこうとするものでございます。

次に、第11条、こちらにつきましては、委任の条項でございます。

最後に、付則でございます。

施行期日については、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。 説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 椎塚委員。

### 椎塚委員

まず、自転車の安全な利用に関する条例ということですけれども、現在、自転車の事故 といいますか、その状況をお知らせいただきたいんですけれども、茨城県内と、もし管内 でおわかりになれば、教えていただければと思います。

木村交通防犯課長。

#### 木村交诵防犯課長

申しわけございません。竜ケ崎署管内については把握しておりませんので、先ほど部長から趣旨説明の中でもありましたように、茨城県の交通安全条例が改正になった際の、茨城県警の情報を、データをもとにご説明をさせていただきたいと思います。

平成30年のデータになりますが、全体の交通事故の発生件数が8,682件に対しまして、このうち自転車に係る事故の発生件数は1,142件、全体に対しての割合は13.2%程度となっております。29年につきましても、13.5%とほぼ同様の数字になっております。この中で自転車に係る事故の死者数についてですと、30年で18人ということになっております。以上です。

#### 岡部委員長

椎塚委員。

#### 椎塚委員

事故にあった方の年齢構成的なものは、わからないですよね。

### 木村交通防犯課長

はい。

### 椎塚委員

それは結構です。

先日の質疑の中で、伊藤委員から、小学生に対する周知というか啓発的なものの質問はあったんですけれども、逆にほか、一般の方向けといいますか、例えば高齢者も、多分事故の割合が非常に多いと思うんですけれども、その辺の対策というのは何か考えていらっしゃいますか。

### 岡部委員長

木村交通防犯課長。

## 木村交通防犯課長

これにつきましては、伊藤委員の質疑のときに、自転車利用者の責務の周知ということでもお話しをさせていただきまして、高齢者についても同じような対応になるかと思うんですけれども、まず広報紙などで広く周知徹底を図る。あとは、いろいろな団体と連携したキャンペーンのときに周知をするというような状況かと思います。

特に高齢者に対しては、毎年文化会館で開かれます敬老会のときに、朝に入り口のところで、交通防犯キャンペーンなどを実施させていただいておりますので、そこでチラシなどを配りながら周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

#### 岡部委員長

椎塚委員。

### 椎塚委員

わかりました。

ちょっと変わるんですけれども、10条の推進員について、これも質疑の中であったので、ちょっとダブるところがあるかもしれませんが。これはどういう人を選んでいくのかというのと、何名くらいなのかというのと、年齢構成的な部分。あと、その10条の2項のほうに、自転車利用者に対し、必要な指導や助言を行うことができる、とあるんですけれども、これはどの辺のところまで想定されているんですか。

#### 岡部委員長

木村交通防犯課長。

## 木村交通防犯課長

こちら、自転車推進員につきましては、まず県の交通安全協会の講習を受けて認定される自転車安全教育指導員という方がいらっしゃいます。うちの課で把握しているのは、今3人の方ですけれども、この方は、県の交通安全協会が主催する高齢者の自転車競技大会ですとか、小学生の自転車競技大会に出場するための指導員としてもいろいろご協力いただいている方でございます。

まずその方たちと、あとは自転車の小売業を営んでいる方々で協力していただける方、 もちろん量販店の方はちょっと協力いただけるかどうかわからないですけれども、小売業 で個人販売の方をお願いしたいなと。

あとは自転車小売業者のヒアリングの際にも言っていたのですけれども、やっぱり学校の先生からの指導が、子どもたちというか、一番効くので、できれば各学校から推薦をいただいて推進員として委嘱していきたいと考えております。

どういった指導かということになりますと、それぞれの業務とか活動の中で自転車の安全な業務に関する情報の発信等に努めていただくことが中心になろうかと思うんですけれども、交通キャンペーンの参加ですとか、あとは学校での交通安全教室の開催ですとか、先ほど茨城県の自転車競技大会へ出場する小学生や高齢者の指導ですとか、そういったことが中心になってくると思います。

ただ、ここで指導、助言とあるんですが、まちなかでこういった方が指導を強くしてしまうと、トラブルの原因になりますので、そこまでは求めないと。ただ、学校の先生については、自分の学校の生徒・児童については、そこはお願いしていきたいと思いますけれども、街頭での指導は想定しておりません。

以上です。

# 岡部委員長

椎塚委員。

#### 椎塚委員

わかりました。

指導と言ったら非常に難しいのかなと思ったのでちょっと聞いてみました。ありがとう ございます。

先月、今お話に出ました、高齢者の自転車競技大会というのが茨城県内でありました。 私、実はひたちなかに行って来たんですが、龍ケ崎市の代表が、5名で1チームなんですけれども、県内で3位に入賞されたということで非常に指導の方も龍ケ崎は進んでいるのかなと思っていますので、その辺も協力しながら進めていただければと思います。

以上です。

### 岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

# 【異議なしの声】

#### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第11号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

#### 斉田市民生活部長

議案第11号 龍ケ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案書の27ページ、新旧対照表では11ページでございます。

ご説明いたします。

印鑑登録証明事務処理要領におきまして、印鑑登録証明書には、住民基本台帳法に規定する男女の別を記載することとされておりますが、平成28年12月12日、総務省自治行政局住民制度課長より、印鑑登録証明書から男女の別を記載しない取り扱いをしても差し支えないという技術的助言の通知が出されておりました。

このようなことから、当市におきましても、性的少数者に配慮し、県内市町村の状況等 踏まえまして、印鑑登録証明書から男女の別を記載しない取り扱いができるよう龍ケ崎市 印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表の11ページをごらんください。

旧条例中、第13条の第3号、男女の別、これを削除しまして、4号、5号を、3号、4号に繰り上げるという改正でございます。なお、今回条例の改正とあわせまして、住民情報基幹系システムにおいて印鑑登録証明書から男女の別を記載しないようシステム改修に係る費用、こちら27万5,000円を、本日この後ご審議いただきます議案第23号の一般会計補正予算において計上しているところでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声】

### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第12号 龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、執 行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

#### 宮本都市整備部長

議案書28ページになります。

議案第12号 龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、でございます。 この条例の一部改正につきましては、平成30年3月、民法改正による連帯保証人制度の 改正や身寄りのない単身高齢者の増加等、社会情勢の変化を受けまして、国土交通省が示 している公営住宅の標準条例が改正されました。 今回上程させていただきました条例改正につきましては、その標準条例を踏まえながら 改正を行うものとなっておりまして、大きな改正点といたしましては2点ほどございます。 内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきたいと思います。

新旧対照表12ページから15ページになります。

まず、12ページお開きください。

第4条第5号でございます。

標準条例に合わせまして、防災街区整備事業により住宅の除去となる方は、公募せず入居できるよう改正するものでございます。

続きまして、第5条第1項、(1)につきましては、標準条例とは関係のない内容でございまして、今回の大きな改正点の1つ目となります。市営住宅につきましては、(1)によりまして、龍ケ崎市内に住所または勤務先を有する方が入居できていたものでございます。近年、市営住宅の空き室が増加している傾向となっており、入居者等から若い世帯をふやしてほしいという要望がございますことから、担当部局として、これまでと同様に市内に住所がある方や、市内に勤務場所がある方を大切にしたいとも考えておりますが、それらを踏まえまして、第5条、(1)のア、イに示しました方につきましては、龍ケ崎市外に住所があり、龍ケ崎市外に勤務場所がある場合でも入居できるように改正するものでございます。

まず、アについてでございますが、申込者が30歳未満であり、同居しようとする方が30歳未満の配偶者や申し込みのお子様という場合でございます。

こちらにつきましては、市営住宅の入居における収入基準がございまして、平均的な収入の方が入居できる上限の年齢を参考に、30歳未満という年齢で制限し、入居を認めたいと考えているところでございます。

続きまして、イでございます。

視点を入居申し込み者からお子様に変えまして、第1子が6歳以下の場合で、申込者、配偶者、お子様からなる世帯の場合でございます。子育て環境日本一を目指している龍ケ崎市として、良質な市営住宅を子育て世帯に提供させていただき、ぜひ龍ケ崎で子育てをしていただきたいという思いから入居を認めたいと考えております。

続きまして、第8条第4項につきましては、現在検討を進めております条例の改正と設備の更新をあわせまして、若年層の入居に向けた取り組みのための改正でございます。今後におきまして、設備の更新を行った住戸への若年世帯が優先して入居できるようにするための改正でございます。

続きまして、第11条につきましては、第12条で公営住宅法施行規則を参照することになっておりますことから、それと合わせるための改正でございます。

第12条につきましては、公営住宅法施行規則が改正されたことによる改正でございます。 第13条第4項につきましては、標準条例に合わせ、追加して改正するものとなっており ます。今回の大きな改正点の2つ目となります。

その内容でございます。

市営住宅の入居者は、毎年度収入申告をする義務がございます。しかしながら、認知症の方、知的障がい者等におきまして、収入の申告を行うことが困難となる可能性もございます。そういった際、収入申告の義務を免除し、市が収入を調査した上で家賃を決定できるようにするための改正となっております。

第14条以降につきましては、第13条第4項の追加による改正、公営住宅法施行令や公営住宅法施行規則の改正に伴った改正となっているところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 椎塚委員。

#### 椎塚委員

すみません。質問というよりは要望に近いのかもしれませんが。

質疑の中で大分質問があったので、大分納得はしてきたんですけれども、市営住宅の高齢化の問題は龍ケ崎だけの問題ではなくて、全国的な傾向だとも思うんですけれども、きょうたまたま読売新聞見ていたら、常総市が写真入りで出ていたんですけれども、民間企業と提携しながら若い世代を入れるような取り組みをされていた記事がたまたまあったんですね。

ここは条例改正なので、そこまで求めるのはあれでしょうけれども、ただ、何かもう一つ工夫をしないと、なかなか狙っている若い世代に入って来てもらうためには、厳しいのではないのかなと思っています。

入らない事情を聞いていますと、やはり施設の老朽化というのが一番大きな問題だと思いますので、特に水回り系ですよね。大きいと思いますので、そういう意味でたまたまきょうの朝の新聞で出ていたものですから、その辺の努力、中山市長含めて一生懸命努力していただければと思います。

質問でなくてすみません。要望として、意見として言わせていただきました。

#### 岡部委員長

要望ということで、よろしいですかね。

ほかに質疑等はございませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

# 【異議なしの声】

### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第18号 龍ケ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定について、 執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

## 斉田市民生活部長

議案第18号 龍ケ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定について、議案書48ページでございます。

龍ケ崎市市民活動センターにつきましては、指定管理者の指定期間が令和元年3月31日をもって満了することとなるため、本年5月下旬から6月下旬にかけて、次期指定管理者の募集を行い、その申請を受けました特定非営利活動法人茨城県南生活者ネットからプレゼンテーションを受け、龍ケ崎市指定管理者選定委員会における適格性の評価など、慎重な審議の結果、次期指定管理者候補を特定非営利活動法人茨城県南生活者ネットとして選定しましたことから、地方自治法第244条の2第6項及び龍ケ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、今回の議会において、指定管理者の指定を議決していただこうとするものでございます。

指定管理の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としようするものでございます。

なお、この団体は、指定管理者制度を導入いたしました平成27年4月1日から市民活動 センターの管理運営を行っている指定管理者でございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 ないようですので、採決いたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

#### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第23号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第5号)の所管事項 について、執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

### **斉田市民生活部長**

それでは、議案第23号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第5号)について説明をさせていただきます。

別冊1の1ページをごらんください。

歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,115万円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億2,432万5,000円にいたそうとするものでご ざいます。

続きまして、6ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正追加でございます。

一番上の段、総務費、1総務管理費、コミュニティセンター管理費でございます。これは、馴柴コミュニティセンター駐車場整備工事について、工事の追加により設計において不測の日数を要しましたことから、1,135万2,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正の追加でございます。

この補正につきましては、年度当初、あるいは年度早期に契約の履行に必要なものについて、本年度中に適正な契約手続を行おうとするものでございます。

市民生活部所管のものから申し上げます。

事項欄の上から3番目、公共施設里親登録者傷害保険契約。

次に、表の中ほど、庁舎設備管理にかかる業務委託契約、この中に西部出張所非常通報 装置保守点検、東部出張所非常通報装置保守点検が含まれてございます。

続きまして、4つ飛びまして、事務用機器保守にかかる業務委託契約。

次に、下から2番目、市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約、その下、バスロケーションシステム運用業務委託契約。

続きまして、7ページに移りまして、一番上、コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約、その下、公共施設等土地賃貸借契約、その下、放置自転車等返還業務委託契約、その下でございます旧長戸小学校管理にかかる業務委託契約。一つ飛びまして、地方税電子申告支援サービス利用契約、その下の公金収納情報データ作成業務委託契約、その下の地方税共通納税システム利用契約でございます。

#### 宮川産業経済部部長

続きまして、真ん中若干下になります佐貫駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約、それから斎場設備管理にかかる業務委託契約、それから一つ飛んで、塵芥処理にかかる業務委託契約、資源物回収にかかる業務委託契約、たつのこ産直市場管理運営業務委託契約、市街地活性化施設管理にかかる業務委託契約、牛久沼白鳥飼育業務委託契約、観光物産センター管理運営業務委託契約。

#### 宮本都市整備部長

続きまして、下から4行目です。

法定外公共物管理システム保守業務委託、佐貫駅前広場及び駐車場管理にかかる業務委託契約、佐貫駅エスカレーター等管理にかかる業務委託契約、ダンプトラック製造及びリース契約。

次ページお願いいたします。

一番上、排水ポンプ場維持管理にかかる業務委託契約、その下、準用河川等維持管理にかかる業務の委託契約、その下です。都市計画支援システム等運用保守業務委託契約、その下、都市公園管理運営にかかる業務委託契約、その下、市営住宅管理にかかる業務委託契約、飛びまして、下から2行目、市道第1-361号線外舗装修繕工事、その下、市道第8-5号線舗装修繕工事、こちらにつきましてはゼロ市債でございます。こちらは工事の発注時期の平準化を目的に、来年度初めに工事に着手できるように行うものでございます。以上です。

### 斉田市民生活部長

続いて9ページでございます。

第4表、地方債補正の変更でございます。

一番上のコミュニティセンター整備事業債でございます。これは、馴柴コミュニティセンター駐車場整備工事の増額に伴う変更でございまして、390万円を増額し、変更後の限度額を3,530万円とするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

### 宮川産業経済部長

歳入になります。

一番上の使用料及び手数料、衛生手数料のいぬ、ねこ等処理手数料、6,000円の減でございます。これは、令和元年第1回の定例会、これで承認をいただきました龍ケ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、これが10月1日から施行されたことに伴い、減額するものです。家庭で飼っている犬や猫等の動物の処理、これを取りやめたことによる減額でございます。

## 斉田市民生活部長

上から3つ目の表、15国庫支出金の総務費国庫補助金でございます。個人番号カード交付事務費でございます。これは、個人番号カードの交付に係る備品購入費等に対する補助でございまして、10分の10の補助率です。36万円の増額計上をいたしております。

#### 宮川産業経済部長

続きまして、下から2段目の表です。

財産収入でございます。茨城県南流通センター残余財産収入262万9,000円の増でございます。これは、茨城県南流通センターの精算に伴う財務財産501万9,634円を龍ケ崎市、取手市、稲敷市、守谷市、河内町、利根町、それぞれの持ち分に応じて分配をするものでございます。

続いて、14、15ページをお願いいたします。

## 斉田市民生活部長

22市債、1総務費債、コミュニティセンター整備事業債でございます。これは馴柴コミュニティセンター駐車場整備工事の増額分として、コミュニティセンター整備事業債を390万円増額するものでございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。

まず、総務費、一般管理費の職員給与費(総務管理)でございます。今回の補正予算におきましては、給与の改定や勤勉手当の支給率の引き上げなど、人事院勧告の内容を反映させたほか、時間外勤務手当や退職手当などの人件費を増減調整で計上いたしております。こうしたことから、これ以降、職員給与費の説明については割愛させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、10地域振興費でございます。市民活動センター管理運営費の工事請負費、下水道接続工事です。これは、旧馴馬小学校体育館、プール解体工事の進捗状況により、年度内の契約が困難となったため、下水道接続工事費954万8,000円を減額いたしております。

続きまして、その下、コミュニティセンター費、コミュニティセンター管理費の工事請負費でございます。馴柴コミュニティセンター駐車場整備工事でございます。これは、設計によりバリアフリー化とする歩行者用通路、点字タイル、スロープ、工事期間中の仮設出入口等の追加工事が必要となったため、512万6,000円を増額いたしております。また、当初予算に計上しておりました622万6,000円と合わせて1,135万2,000円を翌年度に繰り越しして、執行できるよう繰越明許費を設定してございます。

続きまして、15諸費の防犯灯整備事業の需用費と工事請負費のLED防犯灯設置工事でございます。これは、防犯灯の修繕並びに新規設置の申請の増による経費の増額で、需用費では修繕料16万8,000円、工事請負費で43万6,000円の増額をいたそうとするものでございます。

続きまして、その下、市税過誤納還付金の23償還金、利子及び割引料でございます。これは、過年度遡及還付等の増に伴い不足が生じるため、631万5,000円の増額計上をいたしております。

その下、住民記録等証明事務費の12役務費でございます。これは、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づきまして、発行需要が増す見込みから増額計上いたしたもので、役務費では交付通知書の発送及び本人限定受取郵便分として22万円、備品購入費では、交付申請時に使用いたします撮影用Webカメラ、プリンター、スクリーンなどの購入費といたしまして、9万4,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

委託料につきましては、先ほど議案第11号でご審議いただきました印鑑証明書から男女の別を削除するためのシステム改修費27万5,000円を増額いたしております。

26、27ページをお開きください。

# 宮川産業経済部長

続いて一番上からです。

農林水産業費の農業委員会費の農業委員会事務費でございます。委託料の住民情報基幹系システム修正44万円は、農地情報システムと、住民基本台帳情報、それから固定資産税情報の照合に伴うファイル、これを変換するための改修費でございます。

農地情報公開システム移行データ作成の46万2,000円は、既存の農地情報システムを、 国統一のシステムに移行するためのデータ作成の費用となっております。

続いて、3の農業振興費の農業公園湯ったり館管理運営費でございます。工事請負費の 248万7,000円は、県南水道切替工事について、口径の見直しや引き込み管の追加、これを 行った結果、不足が生じることから増額をするものです。

負担金の県南水道給水加入金の40万円は、口径を40ミリから50ミリに変更するため増額をするものです。

続いて、農業公園農業ゾーン管理運営費です。これにつきましても、湯ったり館と同様の理由から工事請負費23万8,000円を増額するものでございます。

負担金の県南水道給水加入金の29万円の減、これは逆に口径を40ミリから30ミリに変更 するため減額をするものです。 続きまして、その下の地域おこし協力隊事業(グリーンツーリズム)は、地域おこし協力隊2名分の時間外勤務手当及び共済費を増額するものでございます。

続いて、4の畜産業費になります。畜産振興事業の負担金は、昨年の9月以来、26年ぶりに豚コレラが発生したことに伴い、近隣県においても豚コレラが発生しておりまして、侵入リスクが高い状況が続いております。豚コレラ侵入防止緊急支援事業として、野生動物進入防護柵を設置する畜産業者に対する負担金でございまして、防護柵は1メートル当たり1万円、移動柵には1メートル当たり4万円の支援をするものです。国が2分の1、県が4分の1、市並びに事業者がそれぞれ8分の1の負担割合となっております。本市の対象事業は1件でございまして、事業の総額は760万円と積算をしておりまして、本市の負担額として95万円を計上しているところです。

#### 宮本都市整備部長

5番の農地費、農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金は、特別会計の補正に伴う繰出金で、2万6,000円を計上しております。

### 宮川産業経済部長

続きまして、商工費になります。

商工業振興費でございます。

工業団地拡張事業特別会計繰出金、これは主に今、職員給与費ということで2万9,000円を繰り出すものです。

その下、企業立地促進費は、企業立地促進奨励金の年度内給付、これが確定いたしましたことから433万4,000円を減額するものでございます。

続いて、28、29ページをお開きください。

一番上の2行目、観光物産事業でございます。これは、備品購入費9万9,000円は、観光物産センターにおきまして、キャッシュレス化を図るためタブレットの購入と、それに付随しますWi-Fiフリースポットの整備並びにキャッシュレスのレシートの印刷、これのプリンターを購入するものでございます。

### 宮本都市整備部長

続きまして、31ページお願いいたします。

3番の公共下水道費です。上から3段目になります。

公共下水道事業特別会計繰出金でございます。こちらにつきましては、公共下水道特別会計の補正に伴う繰出金で、1,145万2,000円を計上しております。

説明につきましては以上でございます。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

### 【なしの声】

# 岡部委員長

ないようですので、採決いたします。

議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

## 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第25号 令和元年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

#### 宮本都市整備部長

別冊1、73ページをお開きください。

議案第25号 令和元年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,145万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億3,078万7,000円とするほか、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

76ページ、お開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

初めに、企業会計システム利用契約です。令和2年度から、地方公営企業法の財務を適用するため、企業会計システムを利用するもので、5年間で限度額1,388万5,000円を見込んでおります。

次に、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託でございます。これは、公共下水道の受益者負担金について、令和2年度早々に納入通知書を発送いたしますことから、本年度中に契約をするため、16万5,000円を計上しております。

次に、賠償責任保険等加入申込です。これは、下水道施設の賠償責任保険が4月に更新となりますことから、本年度中に加入申し込みをするため16万1,000円を計上しております。

次に、公共下水道ポンプ場等維持管理にかかる業務委託です。これは、雨水の佐貫排水ポンプ場、佐貫1号雨水ポンプ場、佐貫第2貯留管、調節池ポンプ機場4箇所、汚水の地蔵後中継ポンプ場及びマンホールポンプ3箇所にかかる維持管理業務委託で635万5,000円を計上しております。

次に、79ページ、歳入です。

初めに、一般会計繰入金の公共下水道事業費等繰入金です。消費税の納付等の財源といたしまして、1,284万1,000円を計上しております。

次に、公共下水道事業職員給与費繰入金です。職員給与の調整の結果、138万9,000円を 減額しております。

次に、歳出です。

職員給与費(下水道管理)及び職員給与費(下水道建設)につきましては、職員の休職及び人事院勧告による調整や時間外勤務手当の精査によりそれぞれ145万円の減額、6万1,000円の増額となったものでございます。

続きまして、下水道事務費の公課費につきましては、平成30年度分の消費税確定申告により、平成30年度確定額及び令和元年度中間納付額の確定により、1,184万1,000円を増額し、合計で5,396万4,000円とするものです。

次に、公共下水道管理費の需用費は、台風15号の際の停電の影響により、地蔵後中継ポンプ場の電気設備の修繕が発生したため、1月以降の経常的な修繕の予算の不足が見込まれるため、100万円を計上したものです。

説明につきましては以上です。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 石嶋委員。

### 石嶋委員

1点質問させていただきます。

76ページ、第2表、債務負担行為、こちらの損害賠償責任保険加入申込、この損害賠償 責任保険ですけれども、内容と範囲、もしわかれば教えていただけますか。

### 岡部委員長

大貫下水道課長。

#### 大貫下水道課長

下水道の賠償責任保険につきましては、下水道施設、大きいのはマンホールですとか、管渠の上の陥没ですとか、そういった形で、下水道施設として管理している施設の瑕疵がございまして、それが要因となって事故等が起きて損害賠償が求められた場合における保険でございます。

以上です。

### 岡部委員長

石嶋委員。

#### 石嶋委員

過去に使用されたことはありますか。

### 岡部委員長

大貫下水道課長。

### 大貫下水道課長

古いのはちょっとわからないですが、近年は利用した実績はございません。

### 岡部委員長

石嶋委員。

### 石嶋委員

そうすると、下水道関連に関する瑕疵に関する損害賠償保険ということでわかりました。 ありがとうございます。

## 岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第25号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声】

### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第26号 令和元年度龍ケ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

## 宮本都市整備部長

別冊2になります。1ページをお開きください。

議案第26号 令和元年度龍ケ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。これは、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,974万6,000円とするほか、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

4ページ、お開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

排水処理施設等維持管理にかかる業務委託契約です。これは農業集落排水の大塚・板橋 地区浄化センター及びマンホールポンプ11箇所にかかる維持管理業務委託で317万9,000円 を計上しております。

次に、7ページ、歳入歳出でございます。

歳入の農業集落排水事業職員給与費繰入金及び歳出の職員給与費(農業集落排水管理) は、人事院勧告による調整の結果、2万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。 説明は以上でございます。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 ないようですので、採決いたします。

議案第26号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

#### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第31号 令和元年度龍ケ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第 2号)について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

#### 宮川産業経済部長

それでは、議案書別冊2、69ページをお開きください。

議案第31号 令和元年度龍ケ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億621万3,000円とするものでございます。

72ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金の一般会計繰入金です。工業団地拡張事業費等繰入金は一般職非常勤職員の共済費の不足分2,000円を計上しております。工業団地拡張事業職員給与費繰入金は、人事院勧告による増額の2万7,000円分を計上しております。

続きまして、歳出でございまして、工業団地整備事業費です。職員給与費(工業団地整備)の2万7,000円は、人事院勧告に基づく職員手当及び共済費となっております。その下の工業団地整備事業は、一般職非常勤職員の共済費の不足分2,000円でございます。

以上でございます。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

ないようですので、採決いたします。

議案第31号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度龍ケ崎市 公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))について、執行部から説明願います。 宮本都市整備部長。

### 宮本都市整備部長

別冊2の77ページ、お開きください。

報告第1号(処分第8号)でございます。

令和元年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)です。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579万円を追加し、歳入歳出それぞれ23億1,933万5,000円とし、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであることから、専決処分を行ったものでございます。

81ページ、お開きください。

歳入です。

県の下水道接続支援事業による水洗便所改造資金の補助でございます。これは、昨年度 拡充された県の接続支援制度に基づき実施しているもので、昨年度に引き続き制度利用者 が多く、当初予算分は8月でおおむね終了となりましたことから、県に追加要望をいたし ましたところ、17件分の追加内示をいただきました。

この事業は、下水道接続工事の年度内完了が条件となりますことから、今定例会に補正 予算を上程した場合、工事期間の確保などが厳しくなることから専決処分を行わせていた だいたところでございます。

歳出は、補助金を579万円増額いたし、県補助金を545万円、繰越金を34万円充てるものでございます。

説明については以上でございます。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 椎塚委員。

# 椎塚委員

ご説明で、最初の1回目の部分が8月で終了しているということですが、何件分ぐらい これは応募があったんでしょうか。

#### 岡部委員長

大貫下水道課長。

### 大貫下水道課長

8月分までの受付申請、9月の頭までで十四、五件もきていまして、状況によりまして 4万円から35万円まで、さまざまな要件によって補助額が違うんですけれども、これでお おむね当初分が終了し、その後、県に追加要望をしていたとそういう状況でございます。

## 岡部委員長

椎塚委員。

# 椎塚委員

9月以降も要請というか要望があったということで理解していいんですか。 はい、わかりました。以上です。

# 岡部委員長

ほかに質疑等はございませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

#### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度龍ケ崎市 一般会計補正予算(第4号))の所管事項について、執行部から説明願います。 宮本都市整備部長。

### 宮本都市整備部長

報告第2号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号)です。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億4,317万5,000円とするものでございます。

88、89ページをお開きください。

歳出です。

道路維持費、道路維持補修事業です。工事請負費でございます。半田町地内応急復旧工事でございます。

こちらにつきましては、10月25日、台風21号の影響による大雨によるものでございまして、斜面の崩壊がありまして、そちらの土砂の撤去ということで、応急復旧工事を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。山崎委員。

### 山﨑委員

今、宮本部長のご説明にありました89ページですね、こちらの一番下段になりますが、 これ道路維持補修事業ということで、これは説明にありました10月25日の大雨、豪雨によって半田町のどの付近で土砂災害が起こったのか、教えていただきたいと思うんですが。

### 岡部委員長

永井道路整備課長。

#### 永井道路整備課長

こちらにつきましては、半田町にあります万願寺というお寺の西側付近の市道及び法定 外道路のこれは崩れた箇所ですが、その道路に隣接する脇の雑草山林の斜面というところ でございます。

## 岡部委員長

山﨑委員。

#### 山﨑委員

ありがとうございました。

この復旧工事に当たった日付というのは、10月25日の大雨によるということですが、復旧工事に当たった日というのは何日になりますか。

#### 岡部委員長

永井道路整備課長。

### 永井道路整備課長

こちらにつきましては、市道に流出した土砂、これが通行に支障となっておりましたので、翌日この土砂に関しては施設管理事務所の職員が撤去しております。交通の開放をしております。ただし、土砂崩れの現場を調査しましたところ、上部に崩れ残りの土砂、脇にもそれ相応の土砂がございましたことから、実質、龍ケ崎市建設業組合、こちらと締結している災害時応急復旧工事等に関する協定書、こちらに基づきまして応急復旧工事をかけております。実際、こちらの協会のほうが現場、土砂撤去等の現場に入ったのが11月8日から9日、この2日にかけて実施しております。

以上です。

### 岡部委員長

山﨑委員。

### 山﨑委員

当初の対応については、26日、道路のための障害の土砂を除去したということで、それで11月の8日、9日と、これは建設業界との提携によりまして、急傾斜地の予防措置を行ったということでよろしいですか。

#### 岡部委員長

永井道路整備課長。

#### 永井道路整備課長

こちらの現場の対応というのは、急傾斜地の対策工ということではなくて、あくまで今後上部に残った土砂が再度雨によって下に落ちてくるのを防ぐ、その部分の土砂の撤去という工事、本当に応急復旧工事ということになります。

以上です。

# 岡部委員長

山﨑委員。

### 山﨑委員

よくわかりました。

この10月26日の応急対応、とても俊敏にやっていただいたということで、大変評価できると思います。

以上で終わります。

### 岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

# 【異議なしの声】

#### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することに ついて)、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについ て)は関連しておりますので、一括して説明を受け、審議を行い、採決は別々に行いたい と思いますのでよろしくお願いします。

それでは、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

### 宮本都市整備部長

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、報告第3号 処分第5号、和解に関することについて、でございます。

こちらにつきましては、令和元年9月9日午前7時頃です。龍ケ崎市小柴4丁目2番1の竜ケ崎ニュータウンタウンハウス内駐車場において、隣接する市道第7-165号線の街路樹が強風により倒れまして、当該駐車場の防犯灯を破損した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、これを処分するものでございます。

## 斉田市民生活部長

続きまして、報告第4号 処分第6号、和解に関することについて、でございます。これは、令和元年9月9日未明、龍ケ崎市愛戸町12番地の1の店舗駐車場内におきまして、当該敷地内に設置しましたコミュニティバス停留所の表示板が強風により倒れ、当該敷地内のフェンス及びその基礎ブロックを破損した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条の第1項の規定により、これを処分するものでございます。損害賠償額は15万4,000円でございます。以上でございます。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 櫻井委員。

### 櫻井委員

処分第6号で、コミュニティバスの停留所の表示板が強風で倒れたことについて、それをもう少し詳しく教えてもらえますか。

#### 岡部委員長

木村交通防犯課長。

### 木村交诵防犯課長

このバス停につきましては、愛戸町、竜ケ崎一高下という名称のバス停でございまして、 わかりやすく言うととんかつ屋さんの駐車場の前に設置してあるバス停です。 9月9日、台風15号の風によって倒れて、その駐車場の敷地にあるフェンスとブロックを破壊したということでございます。通常、今設置しているバス停につきましては、大体設計上は、風速26メートルぐらいまでは耐えられまして、向きによってどうしても今回は想定を超える風が一瞬に吹いたということで、敷地内で倒れてしまったという事故でございます。

以上です。

#### 岡部委員長

櫻井委員。

#### 櫻井委員

表示板というのは看板のことですかね。

### 岡部委員長

木村交通防犯課長。

#### 木村交通防犯課長

バス停に設置してあるバス停留所の表示の看板というか、バス停です。すみません。

### 岡部委員長

櫻井委員。

#### 櫻井委員

わかりました、すみません。以上です。

### 岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声】

# 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第4号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

# 【異議なしの声】

### 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することに ついて)、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

### 宮本都市整備部長

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分第7号でございます。和解に関することでございます。

平成31年3月6日午後2時ごろです。龍ケ崎市野原町153番地先の市道第4-250号線において、龍ケ崎市に在住の方が、歩行中に破損した集水桝に足を落として転倒し、負傷した事故に関する損害賠償額の決定及び和解についてです。

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、 179条の第1項の規定により、これを処分したものでございます。

説明は以上です。

# 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 石嶋委員。

#### 石嶋委員

こちらですが、破損した集水桝ということですが、破損した理由と、あと先ほど損害賠償額確定していますが、この損害賠償額というのは先ほどちょっと質問させていただきましたが、賠償責任保険の範囲のうちなのか、支払いはその保険のほうからの支払いなのかというところも教えていただければと思います。

#### 岡部委員長

永井道路整備課長。

### 永井道路整備課長

こちらのけがをされた女性、こちらにつきましては、年齢が72歳ということで、この集水桝がたまたま歩いていたところにございまして、その集水桝、これが鉄ぶたが設置されて、通常その集水桝に鉄ぶたが乗る部分の顎というかひっかかりの部分、これが経年劣化によって壊れていたと、しかもこの鉄ぶた、通常ずれ防止金具というのが、鉄ぶたの後ろについているわけですけれども、これも経年劣化でさびて機能しなかったということで、その足を踏み込んだ弾みで、集水桝に足を落としたというような事象でございました。

これにつきましても、道路のほうの道路の瑕疵の部分での事故に対応するため、道路保険のほうで対応するものでございます。

以上でございます。

# 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 石嶋委員。

### 石嶋委員

ありがとうございました。

こちらは、道路のほうの賠償責任ということですね。わかりました、ありがとうございます。

#### 岡部委員長

山﨑委員。

### 山﨑委員

この件に関しまして、この72歳の女性ですね、傷病の程度といいますか、外傷の程度というのはどの程度だったのか教えていただきたいと思うんですが。

永井道路整備課長。

# 永井道路整備課長

この方、当時の年齢として72歳、高齢の女性の方でございます。

先ほど言ったその集水桝に足を踏み外したところ、集水桝の内径というのは大体70センチ角四方、深さ50センチほどあったんでございますが、そちらに足を踏み外して、右足の太もも及び右腕の肘の打撲、右肩関節及び頸椎の捻挫という病症になったものでございます。

なお、こちらのけがの状態に関しては、職員が何度かご自宅のほうに訪問していて、通 院による処置ということで聞いております。

以上です。

# 岡部委員長

山﨑委員。

#### 山﨑委員

なるほどわかりました。

原因としましては、この集水桝の劣化ですか、老朽によって発生したということなので、 当市としてもやはりそこら辺の点検、早期発見をしていただきまして、修繕するよう、これからこの時代、いろいろな事案が出てくると思うので、一つよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

# 岡部委員長

ほかにありませんか。

櫻井委員。

### 櫻井委員

すみません、今の同じような質問ですけれども、34万2,025円の内訳といいますか、それは治療費ですか、それとも慰謝料ですか。

# 岡部委員長

永井道路整備課長。

#### 永井道路整備課長

こちらの金額については、治療費ということでございます。以上です。

### 櫻井委員

ありがとうございます。

### 岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第5号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

# 【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することに ついて)、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

#### 宮本都市整備部長

報告第6号です。専決処分の承認を求めることについて、でございます。こちら処分第 10号です。和解に関することについてです。

こちらにつきましては、令和元年9月3日午後4時ごろ、龍ケ崎市塗戸町2031番地先の 県道竜ヶ崎潮来線において、公用車のトラック荷台から枝を落下させ、潮来市に在住の方 が運転する小型乗用車を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解についてでご ざいます。

説明は以上でございます。

#### 岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 椎塚委員。

### 椎塚委員

これ、枝を落下させた原因というのは何かわかっているんですかね。

### 岡部委員長

永井道路整備課長。

### 永井道路整備課長

今回、トラックに剪定した枝を載せて搬送していたわけですが、通常ですとトラックの 荷台に荷物を載せる場合は落下防止、こういった策をするのが通常ですが、ただ、今回に ついてはしていなかったということでございます。

### 岡部委員長

椎塚委員。

#### 椎塚委員

そうすると、こちら側の人為的な過失があると捉えてよろしいわけですよね。重量も含めてですけれども、何と言うんでしょうか、これだけではないんですけれども、こういった人為的な事故も含めてですけれども、やはりちょっと非常に議会ごとに目立つのが現状ですので、この辺も指導は当然ですが、毎回毎回このような形で出てくるのもなかなかこれもまた問題だと思いますので。何らかの形、これ明らかに当事者の責任というのもあると思うんですよね。それの責任を全て負えと言っているわけではないですけれども、それを全て税金で賄うのがいいのかどうかというところも議論すべきところだと思いますので、その辺も含めて意見として言わせていただきました。

以上です。

### 岡部委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第6号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

# 【異議なしの声】

# 岡部委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。 これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。